

南摩ダム・湯西川ダム・ハッ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 31 2010年 6月 5日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

☆対県知事・3ダム訴訟・第23回

6月10日（木）11時～ 宇都宮地裁302号法廷

いよいよ大詰めです。3ダム訴訟は昨年10月に花輪伸一さんや原告本人の証人尋問が行われて以来、進行協議が続いていました。6月10日に原告側から提出するのは、「基本高水流量算出の前提となった森林土壤の貯留機能は過小評価されているので、流出計算には水増しがあることを主張する」内容の準備書面と、関連の書証です。

☆9月30日（木）10時～ 最終弁論が行われ結審する予定

☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟・控訴審の判決

8月 5日（火）13：10～ 東京高裁822法廷

（東京メトロ・丸の内線、日比谷線、千代田線の霞ヶ関駅A1出口からすぐ）

5月25日に控訴審第5回が開かれ、結審しました。8月5日には判決言い渡しになる見込みです。

ムダなダムを確実に止めよう！！

「ダメ押しシンポ」に多數の参加者

5月30日／宇都宮市文化会館

南摩ダムもハッ場ダムも「見直し」モードには入ったが、すでに予算がついた工事はどんどん進んでいる一方、湯西川ダムは駆け込みで本体工事に突入。政権交代後、「ムダな公共事業見直しの公約」実現の期待は高まったが、果たしてこの先どうなっていくのか、予断を許さない状況である。南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダムや霞ヶ浦導水路建設工事を止めさせるため、なぜ「ムダ」なのか、「ムダのゆ

えん」を今一度県民にアピールし、事業中止を確実なものにしたいということで県内と茨城県の団体が協力して今回の集会を開いた。70名を超す参加者があり会場は熱気に包まれた。

裁判の報告（大木弁護士）

差止を求めている県の公金支出は、(1)思川開発事業(総事業費約1850億円の内、治水負担金約130億円、利水負担金約86億円、基金事業費34.89%)。(2)湯西川ダム事業(総事業費約1840億円の内、治水負担金約103億円、水特事業費約8.7億円)。八ッ場ダム事業(総事業費約4600億円の内、治水負担金約10億円)。宇都宮市の湯西川ダムに関する公金支出は、利水負担金約92億円。水特事業費約24億円。基金事業費約1.7億円。原告が主張する違法性とは、賦課行為を免れることができるのにそれをせず、必要性・合理性が無いのに事業からの撤退をしないまま、支出を続けていることである。

湯西川ダム訴訟の一審判決は、市長に広範な裁量権があるので違法とは言えない、と納得できないものだった。弁護団は、諸規定では最小の費用で最大の効果が求められており市長に広範な裁量はなく、右肩上がりの時代は終焉した、利根川上流に改修計画はなく、流出率もはげ山と同じ値を採用するなど恣意的だ、と主張して高裁で争っている。

基調講演「3ダムと導水事業を中止させるために」（嶋津暉之さん）

首都圏の水道用水の動向は減少傾向に入っており、利水面でダムの必要性はすでに喪失していること、治水面では南摩ダム、八ッ場ダムとも治水効果は微々たるものであり、湯西川ダムは本来必要がないダムであったこと。霞ヶ浦導水路は利根川、那珂川、霞ヶ浦の間で水を融通しようというものであるが、霞ヶ浦の水はひどく汚濁しているため利根川に導水することができず、利根川との連絡水路は95年の試験通水以降これまでにわずか5日間しか開けられなかったこと。一方、那珂川の全窒素濃度は霞ヶ浦のそれよりも高いため、那珂川から導水すれば霞ヶ浦の窒素濃度は逆に上昇し、りんの濃度もあまり変わらず、水質が改善されるはずがない。霞ヶ浦の水質を改善する唯一の方法は常陸川水門を極力開放して完全水ガメ化をやめることしかない。

現在国土交通省は有識者会議を設けダム見直しの基準を作っているが、どのような見直し基準になるのか不透明である。その見直し基準による各ダム事業の検証作業は委員を公募した第三者機関によって公開の場で客観的に行われなければならないこと。ダム事業に関して政府が取り組むべきことは、計画中・工事中のすべてのダムをいったん凍結し、徹底的に公開で検証を行うこと。関係住民の生活再建、地域再生のためダム中止後の生活再建・地域再生法を早急に制定することである、と嶋津暉之さんは強調された。

南摩ダムについての報告

高橋比呂志さん(思川開発事業を考える流域の会)は「時代錯誤の思川開発に別れを」と題し、自ら調べた関係各自治体の人口や水需要のデータから、利水面で南摩ダムの必要性は失われていることを立証

した経過について報告。

広田義一さん（ダム反対鹿沼市民協議会）はダム直下の住民として、ダム建設計画に翻弄されてきた断腸の苦しみと今後の地域再生への不安について語った。

八ッ場ダムの治水と栃木県の関係についての報告

伊藤武晴さん（ムダなダムをストップさせる栃木の会）は、自ら足で歩いて調べた結果、カスリーン台風時の藤岡町の浸水域は利根川破堤によるものではなく、渡良瀬川の堤防が相次いで二ヵ所で切れたため利根川の水位が増し、逆流した利根川の洪水によって藤岡町の低地に浸水したものであることを突き止めた。また2005年の国土交通省の利根川浸水想定区域図で足利市・佐野市はすでに浸水区域から外れており、藤岡町の浸水域の面積も実地調査の結果、考えられていた面積の10分の1程度であることから、八ッ場ダムの治水に関して利根川に接していない栃木県が負担する10億円は過大であると報告した。

霞ヶ浦導水事業の問題点についての報告

「霞ヶ浦導水の問題点」について石嶋久男さん（栃木地域自治研究所）、遠藤錨郎さん（茂木町漁業組合長）の報告。50年ほど前に都市用水や工業用水の需要が大幅に拡大し、また水路のコンクリート化、堰堤建設により海と川を行き来する魚の移動が分断された。利根川ではシジミが壊滅的被害に遭っている。

霞ヶ浦導水事業とは、那珂川と霞ヶ浦（那珂川導水路・43km）、利根川と霞ヶ浦（利根導水路・2.6km）をそれぞれ結ぶトンネルを建設し、相互の水を行き来させることによって霞ヶ浦の水質改善を図り、新規の都市用水も確保するというもの。那珂川にはアユをはじめ川を上下して生活する魚族が非常に多く、稚魚が取水口に吸い込まれて大きな被害が出ることが予想される。導水路建設による生態系の変化も解明しないまま取水しようとしていることに大きな不安がある。漁協はこれまで公共事業には公益性の観点からやむを得ず協力してきたが、07年に国が通水試験を行う目的に取水口の工事に強行着工したことから、漁業権を持つ栃木・茨城の漁協は市民運動と協同して建設差し止め訴訟を起こし、導水事業阻止に取り組んでいる。最初は不可能だと思われたが、希望が持てる状況になってきた。

各政党からの発言

民主党（県連佐藤幹事長）は「水需要などいろいろな角度から県議会でも検証し、地元の生活再建に努力していきたい」、共産党（野村県議）は「4つのダムすべてに反対という立場で10月22日に国土交通大臣へ申し入れした」、社民党（県連松本代表）は「開かずの水門の原因がどこにあるか見極め、茨城県連とも連携を取って運動に尽力していきたい」等の発言があった。自民党、公明党にもシンポの

開催案内は出していたが出席はなく、みんなの党からは祝電が届いた。

シンポのまとめ（若狭弁護士）

4つの事業がいかにムダな事業であるかということがはっきりした。ではなぜこれまで続いてきたのか。いかにおかしいかが明らかであっても、裁判では「裁量」ということで黙認されてきたからだ。「ダメ押し」で今日のようなシンポが開けたことは政権が変わったことが大きい。しかし最近はどうもおかしくなってきた。確実な中止に向けて漁協と市民が協働して頑張っていこうではないか。

カンパ御礼

ダメ押しシンポの会場で参加者にカンパをお願いしたところ、お寄せいただいたカンパの総額が38,491円にのぼりました。ご協力ありがとうございました。

【法廷の記録】

いよいよ終盤にさしかかった控訴審 傍聴人も東京・千葉・埼玉・栃木から

湯西川ダム訴訟・控訴審第4回（2010年4月22日）

【法廷の状況】東京高等裁判所822号法廷

裁判長：大橋寛明、（川口代志子（右）、見米正（左）各陪席裁判官）

原告弁護団：大木、若狭、高橋信正（代理人兼控訴人市民オンブズパーソン栃木代表）、品川、浅木、西島各弁護士

被告弁護団：渋川、阪口各弁護士

16時28分開廷

裁判長：（一礼の後）開廷します。

前回と裁判所の構成が変わっています。従前の方法でよろしいですね。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

裁判長：では控訴人は準備書面3を陳述しますね。被控訴人からは準備書面（4）を頂きました。これを陳述しますね。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

裁判長：控訴人から証拠書類甲79号～85号が出ていますが、83が原本ですね。

控訴人弁：はい。

裁判長：甲79についておたずねします。1ページ目がA3、そのあとがA4の体裁ですが、一体のものと考えてよいのですか。

控訴人弁：甲79は一体のもので、表紙の前にA3の要約が付いているということです。

裁判長：今日頂いたのは以上の書面でよろしいですね。追加の提出はありませんね。これで双方の証拠は整っていると考えてよいですか。

控訴人弁：原審では請求の趣旨に合わせた訴えの変更を行いました。控訴審でも請求の趣旨に合わせて訴えの変更を出したい。

裁判長：なぜ今日準備できなかつたのか。今日は結審できないということか。

控訴人弁：被告代理人からの資料を受け取つたのが昨日だったので、今日は間に合ひませんでした。
主張自体には変更ありません。

裁判長：裁判所としては今日までに用意するのが本来と思うが、次回にそれをやって、終結予定とします。書面は5月7日までに出してください。次回は5月25日（火）の13時10分からとします。では今日はこれで。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

閉廷16時36分

【裁判所8階控え室で説明会】大木、若狭、高橋、品川、浅木、西島各弁護士、三輪・苗村（東京）、玉中（千葉）、嶋津（埼玉）、葛谷（栃木）

大木弁護士から法廷でのやりとりについて概略説明があり、その後参加者が各自感想を述べた。
大木弁：宇都宮市の水道では500億円くらいの負債を負っているのではないか、と言う新聞記者の情報もある。もし可能であれば「実質こんなに赤字なのに・・」という書面を出したいが、できなかった。今回は環境アセスがいかに杜撰であったかに関する花輪さんの証言に基づいた準備書面を提出した。

このほか本日提出した証拠書類は、湯西川ダム建設事業についての環境影響評価の根拠となつたいくつかの資料や、「2005年版レッドデータブックとちぎ」からの抜粋等である。

あっけない幕切れ／わずか1分

湯西川ダム訴訟・控訴審第5回（2010年5月25日）

【法廷の状況】東京高等裁判所822号法廷

裁判長：大橋寛明、（川口代志子（右）、見米正（左）各陪席裁判官）

原告弁護団：大木、高橋信正（代理人兼控訴人市民オンブズペーソン栃木代表）、浅木各弁護士

被告弁護団：渋川、阪口各弁護士

13時10分開廷

裁判長：（一礼の後）開廷します。

控訴人から訴えの変更申立書が出ています。これを陳述しますね。

控訴人弁：はい。

裁判長：被控訴人は訴えの変更申立書に同意するということでよろしいですね。

被控訴人は5月14日付け準備書面を陳述しますね。

~~被控訴人弁~~：はい。

裁判長：これで双方の証拠はすべて揃つたと考えてよいですね。

控訴人弁：はい。

裁判長：では、判決言い渡し期日を決めます。判決言い渡しは8月5日（木）の13時10分からとします。では今日はこれで。

控訴人弁：はい。

被控訴人弁：はい。

閉廷13時11分

【裁判所8階控え室で説明会】大木・高橋・浅木各弁護士、嶋津（埼玉）、三輪・川井（東京）、葛谷（栃木）

開廷後、正味わずか1分。あっけない幕切れだった。予想はしていたが、それにしても、あまりにもあっけなかった。大木弁が法廷でのやりとりについて説明した後、各自感想を述べた。

大木弁：この控訴審では公金の支出差し止めを求めている。支出は裁判の審理中も日々続いており、その間に支出された金額については違法な支出として、支出をした責任者に対して損害賠償を求めるために、訴えの変更の申し立てはどうしても必要だった。判決が8月5日と決

またが、この日数（約2か月）は普通の期間と思う。行政の裁量の範囲があまりにも広すぎるので、この点は何としても再考してほしいと考えている。

最高裁への上告は今は考えていない。最高裁は憲法違反かどうかを扱い、現状では事実について争うことはまずないから。

高橋弁：たびたび傍聴していただいてありがとうございます。高裁の重みと最高裁の重みとは全くちがう。過去に栃木県の飲食費の情報開示を求めた訴訟を行ったことがあるが、最高裁で行政裁量についての悪い先例が作られてしまっていた。これらのことふまえて、今回は最高裁については考えていない。

浅木弁：湯西川ダムの現地を見てきて思ったことは、（頭と）体で感じたことは重いということ。今後また頑張っていきたい。

川井：今日は東京都議会に「水需要予測を改めて行うこと」について請願を出してきた。

三輪：都議会では石原知事に意見してきた。栃木の裁判を頑張ってください。

？？？：子孫にツケを残してよいのか、という気持ちだ。

南摩の自然の復元について話し合った ヤマナシのお花見会

4月17日(土)南摩ダム予定地の室瀬に13名が集合。9時には前夜来の冷たい雨がまた降り続いており、観察会日和ではなかったが、ともかくヤマナシの木に会いに行こうと出発した。陽が射してくるにつれ、ヤマナシの白い花と見えたものは実は雪だったとわかった。今年の花見はまだ1~2週間先になりそうだった。ヤマナシの木のあるところからさらに奥へ歩いた。湛水線より下にある木々が伐採され、山肌が痛々しく露出していたが、早くも新しい植生が芽吹いていた。山の方には山桜のピンクがあちこちに見られた。帰り道、渡りの途中のハギマシコの群れを見た。室瀬に戻って高お神社の集会所を借り、ダメ押しシンポの話し合いをした後、豚汁で冷えた体を温めた。ダム建設が中止となった場合の山林の復元については、この1年で伐採地にどんな変化が起こるかよく観察した上で、10年は自然のままの復元に任せたい、との声が林業に詳しい会員からあがつた。秋の収穫祭での再会を楽しみに散会した。

ダムによって水没する湯西川の自然観察会

ダムによって水没する清流と失われる自然景観を探訪し、記憶にとどめておこうと、5月8日20名が参加して湯西川観察会が開かれた。晴天に恵まれ、時には足を濡らして川を徒渉したり、石をひっくり返して水生昆虫を見つけたり、木陰を写す透き通った流れを見下ろしながらの散策はなかなか楽しかった。葉隠れの滝の下ではハコネサンショウウオを見つけ、龍神水ではトワダカワゲラを見つけた。トワダカワゲラは源流に近い山地の細流にのみ生息する希少な水生昆虫で、県内でも記録は少ない。

龍神水で持参の弁当を食べてからひとまず解散。その後は参加者それぞれの希望により、湯西川温泉で平家ゆかりのひな人形を見学するグループと、ダムが完成すれば水没する風穴を見学するグループに分かれた。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

2009年度総会のお知らせ

日 時：2010年6月29日(月)18時より
会 場：栃木県弁護士会館

多数の会員のご参加をお待ちします。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

T E L : 0285-23-8505

F A X : 0285-22-5608

年会費：3,000 円

郵便振替口座：00140-1-500609